

妊婦のための支援給付金のご案内

中標津町では、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただくため、保健師による面談など継続的な「相談支援」と、妊婦さんの経済的負担を軽減するための「支援給付」を行っています。

～妊婦等包括相談支援について～

担当：中標津町保健センター

相談の時期

○妊 娠 期：妊娠届出時と妊娠 7～8 か月頃の 2 回

○子育て期：新生児訪問時（産後 1 か月頃）に 1 回

＊上記の決められた 3 回以外でも、随時相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

～妊婦のための支援給付について～

担当：中標津町役場 子育て支援課 子育て支援係

対象者

○妊娠している方 ※流産・死産等の場合も支給対象

対象者

○1 回目【妊婦給付認定後】 5 万円

○2 回目【妊娠している子どもの人数届出後】 5 万円

【提出書類】

①妊婦のための支援給付金申請書

②本人確認書類の写し
（運転免許証・マイナンバーカード）

③振込先口座名義・番号が確認できる通帳
またはキャッシュカードの写し

申請方法

○1 回目 医療機関において妊娠確定後、保健センターにて母子手帳交付時（保健師面談）

○2 回目 新生児訪問等出産後（保健師面談）

※保健師面談時に書類不足等で申請できない場合は、子育て支援課（窓口④）へ申請してください。

★ 1 回目、2 回目の申請は保健師面談にて、対象者へ申請書を交付いたします。

1 回目の申請後に流産・死産等の方は、2 回目の給付金の対象となりますので子育て支援課へ申請をお願いします。

※妊娠未届出（母子手帳交付前）に流産した場合

流産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をもって妊婦給付認定対象者となり、1 回目・2 回目の申請が可能となります（申請は役場子育て支援課）

給付時期

給付金は、申請書に記載された口座に申請後 1 か月程で振り込みます。

お問い合わせ先

＊相談支援に関すること＊

中標津町保健センター 母子健康係

電話：0153-72-2733

メール：h-boshi@nakashibetsu.jp

＊給付金に関すること＊

中標津町役場 子育て支援課 子育て支援係

電話：0153-74-0895

メール：kosodatehien@nakashibetsu.jp